

令和2年第14回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和2年7月28日（火）
午後1時30分
ところ 市役所分庁舎ホール

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 令和2年第5回たつの市議会定例会（9月議会）の日程について
- (2) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第29号 令和2年度たつの市一般会計補正予算の見積りについて
- 報告第30号 教育財産の取得について
- 議案第40号 令和3年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について
- 議案第41号 令和3年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について
- 議案第42号 たつの市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第43号 たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
- 議案第44号 工事請負契約について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和2年8月26日（水） 午後2時～
" 開催場所 (分庁舎ホール)
- 次々回教育委員会開催予定日 令和2年9月 日 () 午後2時～
" 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和2年第14回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和2年7月28日(火)
午後1時30分
ところ 市役所分庁舎ホール

教育長

ただ今から、令和2年第14回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それではまず始めに、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(2)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議案第42号「たつの市文化財保護審議会委員の委嘱について」、議案第43号「たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」は、同規則第9条第1項第2号の規定により、また、議案第44号「工事請負契約について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、非公開にすることが適切であると思われまゝ。賛成の方は挙手願ひます。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

それでは、先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) 令和2年第5回たつの市議会定例会(9月議会)の日程について、事務局報告願ひます。

< 事務局 資料に基づき説明 >

以上のことで、何かご意見、ご質問はございませぬか。

ないようですので、これで教育長諸報告を終わります。

続きまして、4議事に入ります。

報告第29号「令和2年度たつの市一般会計補正予算の見積りにについて」、事務局説明願ひます。

< 7月補正予算の内容について、各課長から順次説明 >
新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う補正予算

説明は終わりました。何かご質問ご意見はございませぬか。

なお、この後の自由討議において、この7月補正予算の内容も含め、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について、ご説明申し上げる予定です。

ご発言がございませぬので、採決に入ります。報告第29号は、原案のとおり承認することにご異議ございませぬか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第29号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第30号「教育財産の取得について」、事務局説明願ひます。

< 事務局 資料に基づき説明 >

北学校給食センター建設のため、用地買収を行い、教育財産として取得するもの。

以上のことで、何かご意見、ご質問はございませぬか。

委員 この用地に新学校給食センターができた後は、これまで稼働していた新宮学校給食センターは、どのように使う予定ですか。

事務局 新しくできる北学校給食センターが完成した後は、新宮学校給食センターは解体します。その跡地には、新宮小学校や新宮図書館等を利用する方のための駐車場として整備する予定です。

委員 今回で北学校給食センターの用地取得は完了ということですか。

事務局 はい、そうです。

教育長 他にご質問等はありませんか。
ご発言がありませんので、採決に入ります。報告第30号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第30号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第40号「令和3年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

令和3年度使用小学校教科用図書

国語：光村図書出版	音楽：教育芸術社
書写：東京書籍	図画工作：日本文教出版
社会：日本文教出版	家庭：開隆堂出版
地図：帝国書院	保健：光文書院
算数：新興出版社啓林館	道徳：廣済堂あかつき
理科：新興出版社啓林館	英語：東京書籍
生活：東京書籍	

「令和3年度使用教科用図書の採択に関する基本方針（兵庫県教育委員会）」に基づき、小学校は令和元年度と同一の教科書を採択する。

以上のことで、何かご意見、ご質問はございませんか。
ないようですので、採決に入ります。議案第40号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第41号「令和3年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

令和3年度使用中学校教科用図書

国語：光村図書出版	書写：光村図書出版
社会（地理的分野）：帝国書院	社会（歴史的分野）：帝国書院
社会（公民的分野）：帝国書院	地図：帝国書院
数学：数研出版	理科：新興出版社啓林館
音楽（一般）：教育芸術社	音楽（器楽合奏）：教育芸術社
美術：日本文教出版	保健体育：大日本図書
技術・家庭（技術分野）：東京書籍	技術・家庭（家庭分野）：東京書籍

英語：東京書籍

道徳：廣済堂あかつき

「令和3年度使用教科用図書の採択に関する基本方針（兵庫県教育委員会）」に基づき、共同採択地区内の市町組合教育委員会は、採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択する。

以上のことで、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

教科用図書の採択理由の中で、QRコードの活用が理由の一つとして挙がっています。中学校ではこのQRコードの記載は今回が初めてとなるのですか。また、QRコードを活用する場面はGIGAスクール構想におけるタブレットを使用する場合が想定されますが、これらの活用のために、先生方の研修等は行われていますか。

事務局

QRコードの記載については、昨年度の小学校での採択でもありましたが、中学校では、今回のQRコードが付いた教科書は初めてとなります。

QRコードの活用については、今年度中に児童生徒に1台ずつタブレットが支給され、そのタブレットでも使えるようになります。また、教師が自分のスマートフォン等でQRコードを取込み、プロジェクターで授業を行うということも可能となります。既に活用している先生もいます。今後、全体を通して活用の方法も広がっていくと考えられます。

委員

これからタブレットが支給されると、児童生徒が自分でQRコードを読み取り、活用していくということが徐々に広まっていくだろうということですね。分かりました。

教育長

現在は、先生がQRコードを読み取り、授業で一斉に見せたりしている状況ですが、一人1台のタブレットが支給されると、児童生徒それぞれの興味があるところにアクセスして調べたりすることも可能となります。今後はかなりこのQRコードが有効に活用することが期待できます。

また、採択地区協議会においてもこのQRコードについては話題になりました。基本的にはどの教科書もQRコードが付いていました。しかし、QRコードの掲載場所等に違いがあり、その点においても選定の要素の一つとなりました。

委員

QRコードを活用できることで、教科書の厚さは徐々に薄くなっていくのでしょうか。教科書の分量や重さは以前と変わらないような気がします。

教育長

前回と今回の教科書を比べると、ページ数は特に変わりはありません。QRコードにより教科書が薄くなるということはありません。生徒に必要な情報がこの教科書に記載されています。学習指導要領において「探究」ということを掲げているので、学習したことから子どもたちがいろいろ調べていくツールとして、このQRコードで提示しています。子どもたちが自分で調べていくにはとてもよい形となっています。

委員

中学校の採択理由を見ると、それぞれの教科において地元に関する記載があります。採択する柱の一つとして、地元の関心を高め、地域を大事に思われている点を感じられます。大事な基準と思います。

教育長

採択地区協議会の採択基準を事務局から説明してください。

事務局

採択基本方針として、1点目、地域社会の特質並びに西播磨地区の生徒の実態により即したものを選ぶこと。2点目、新学習指導要領の趣旨が具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資するものであるとともに、学習の状況に応じ、より多様な活用ができるものを選ぶこと。3点目、生徒の発達段階に適応し、生徒の生活及び興味関心に対する配慮がよりなされているものを選ぶこと。4点目、人権尊重の視点を踏まえたものを選ぶこと。以上4点となります。

教育長

全て検定済み教科書となりますので、どの教科書を採択してもよいのですが、先ほど委員がおっしゃったように、西播磨の子どもたちが使う教科書として一番良いものを選ぶということです。

委員 中学校だけではなく、小学校にも当てはまることで、地域文化を小学生の段階から良いように学ばせるということは、子どもの発達段階には大事なことです。今後とも、採択する基準の大きな柱の一つとして位置付け、地域の文化を大事にさせていただくことを望んでいます。

教育長 ありがとうございます。他に、ご質問等はありませんか。
ないようですので、採決に入ります。議案第41号は、原案のとおり承認することにご異議
ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり承認いたしました。
以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。恐れ入りますが、
傍聴者の方はご退席願います。

< 傍聴人 退席 >

< 非公開案件の審議 >

続きまして、自由討議に入ります。今回は、事務局から提案させていただきます。先ほど補
正予算の議案でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の対応について、委員の
皆様からの御意見を頂戴したいと思います。それでは、事務局から説明いたします。

< 事務局 資料に基づき説明 >
新型コロナウイルス感染症の対応について、教育委員会事務局の取組を説明

以上のことで、何かご意見はございませんか。

委員 手洗い場等の自動水洗化をされますが、電源式であれば、停電になったら水が出なくなると
思いますが、万が一の時に備え、手動への切り替えは付いているのですか。

事務局 手動切り替えは付いていません。数か所あるうちの1か所ずつを自動水洗にします。万が一
停電になった場合は、他の箇所を使うことで対応できますので、そのような心配はありません。

委員 学校では、手洗い、手拭きについてのルール作りはされているのですか。

教育長 児童生徒へはタオルやハンカチを複数枚持ってくるように、また、他の子と共有しないよう
に指導しています。

委員 高い箇所の網戸の設置は大丈夫ですか。

事務局 現在、設置場所や設置方法について各学校現場を回っているところです。
設置箇所については、校長室、保健室、会議室及び体育館を予定しています。普通教室には
設置しない予定です。

教育長 今回は、基本的には普通教室の設置は考えておりません。学校によっては、虫が入ってくる
ということで既に網戸を設置しているところもあります。
体育館は、手の届く高さの窓になるのでしょうか。高いところの網戸場合、開閉の際に外れ
たりすることも考えられます。安全面において網戸の開閉が必要でない場合は、開閉はできな
くても良いと思いますので、設置後の操作性の点を注意し、設置業者と調整を進めるようにし
てください。

委員 分かりました。

委員 今回のコロナに関して、国からの補助金等が予定されていると思いますが、その予算は、全
体でどのくらいの金額になるのか教えてください。また、補助金、交付金の負担割合も教えて
ください。

事務局	7月補正では、教育費が約2億2,500万円、民生費の幼児施設の分は約7,500万円となります。これらの財源については、ほぼ国庫補助金、県補助金及び臨時交付金となります。
委員	分かりました。
委員	スクールサポートスタッフを雇われますが、主にどのようなことをされるのですか。また、採用の際は、どのような資格が必要なのですか。
事務局	特に採用基準は設けておらず、面接の上、採用します。また、何等かの資格は求めておりません。
教育長	勤務は、一日4時間、週5日です。資格は不要で、学校内の消毒作業をしていただきます。学校の先生方の負担を和らげるために雇用したいと思っています。
委員	分かりました。 また、オンライン授業で、Zoomを採用されます。他のソフトもありますが、あえて有償でも複数人で使用したいということで、Zoomを採用されたのですか。
事務局	そのとおりです。既に先生方の間でもズームを活用した研修会に参加されています。実際に使いやすさを重視し、今回Zoomを採用していこうとするものです。
教育長	Zoomの有償プランであれば、複数会議が同時にできるということです。将来的に各学校で1台導入しておけば、複数学年でオンライン授業が進められるということです。今回、まず教育委員会事務局で1台購入し、検証していくということです。
委員	分かりました。
委員	数点、質問します。 自動水洗化は、いつ頃を目途に改修されるのですか。
事務局	小中学校の自動水洗化は、10月中旬から11月を想定しています。
教育長	社会教育施設の予定はどうですか。
事務局	教育環境整備課を参考として進めていく予定です。
委員	分かりました。 次に、就学援助家庭にモバイルルータを貸与していくということですが、各家庭へのWiFi設定のサポートはどのように考えられているのですか。
事務局	設定作業は簡単な作業となりますので、先生方をお願いしたいと思っています。
委員	分かりました。 次に、修学旅行のキャンセル料を計上されています。修学旅行の行き先は現在検討されていると思いますが、どのあたりを考えられていますか。従来通りですか。
事務局	中学校の修学旅行の行き先は、従来は東京でしたが、現在、すべての中学校が東京行きを止めております。既に行き先変更をすることで、中学校はキャンセル料が発生しています。小学校については、従来通りの奈良京都で、現在のところ変更はしておりません。
委員	分かりました。 次に、小中学校の授業の進み方についてですが、現在のところ、授業の遅れは取り戻しているのでしょうか。
事務局	体験活動を縮小し、授業に専念できていることから、授業の遅れを取り戻しつつあります。

委員 分かりました。
最後に、本年度中に再度緊急事態宣言が出て、学校を休業した場合の対応について何か考えられていますか。

事務局 今回の補正予算で計上していますが、家庭学習の支援の一つとして、学習支援ソフトを学校や家庭でも使えるよう、現在手続きをしているところです。

教育長 オンライン学習については、一人1台のタブレットが12月頃に入る予定です。このタブレットも活用していきたいと考えています。

委員 分かりました。

委員 文化ホールにおいて導入されるサーモグラフィをリースされていますが、一度に何人が測定できるものですか。

事務局 一度に5、6人が測定できます。

委員 これは、他市町でも導入されているのですか。

事務局 はい、他の市町でも導入されております。

委員 歴史文化施設には、来館者に来館票の記入を依頼されていますが、他の施設においては、入館時にはどのような取組をされていますか。

事務局 他の社会教育施設においても、何かあった場合に備え、連絡がとれるように入館者の情報を記入していただくようにしています。

委員 社会教育施設において、非接触型体温計で熱を測ったりしていますか。

事務局 通常では行っていませんが、施設内でのイベント等の際には測定するようにしています。例えば、図書館で絵本の読み聞かせを行うときに、保護者とお子さんに測定していただくようにしています。

教育長 全体を通して、コロナ対策として他に良い施策があれば、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。何かございますか。

委員 学校では換気をしながら授業を行うこととなっていますが、カーテンが邪魔をしているときもあります。例えば、パワーポイントを使うときはカーテンを閉めなければなりません。そうすると換気ができなくなります。カーテンの素材を工夫されとか、カーテンに替わるものがあれば良いと思います。

教育長 御提案、ありがとうございます。また他にご提案がありましたらお願いいたします。
それでは、次に、「たつの市内学校園関係者に新型コロナウイルス感染症の感染者が判明した場合の対応」としまして、事務局から説明願います。

＜ 事務局 資料に基づき説明 ＞

以上について、何かご意見等をお願いします。

委員 2点ご質問いたします。
「感染者が判明した学校園の消毒及び濃厚接触者確認のため、当該学校園を3日間程度の臨時休業とする。」とあります。まずは、その当該学校園の全児童生徒を出席停止とするということです。その後、「他の学校園に在籍している兄弟が濃厚接触者となった場合は、その児童生徒のみ出席停止となる」ということですが、濃厚接触者と判断されるまでの数日間は、兄弟は学校園に登校しているということになります。その状況は大丈夫ですか。

教育長 家族の兄弟は自動的に濃厚接触者となりますので、コロナの感染が判明した本人と同じ日から出席停止となります。そして、濃厚接触者である兄弟もPCR検査をすることになります。その結果、兄弟も陽性であれば、兄弟が通っている学校園も臨時休業となります。そのように段階的に対応していくこととなります。

委員 家族である親が感染した場合も同じですか。

教育長 親が感染した場合は、子どもは濃厚接触者となり、PCR検査を受けることとなります。濃厚接触者の期間中は、その子のみ出席停止となります。検査の結果、その子が陽性であれば、その学校は臨時休業となり全員出席停止となります。

委員 分かりました。
また、最初にコロナの感染疑いのためPCR検査を受けるという段階では、本人又は保護者から直接学校園に連絡が入るということですが、本人がそのことを隠したいと思い、連絡しない場合はどうなるのですか。

教育長 PCR検査を受ける段階では、県は絶対に公表しません。本人が言わない限りは、市は動くことはできません。

委員 それでは、本人が言わない限り分からないということですね。

事務局 ただ、学校を休んでいる理由を聞くこととなりますので、その際に把握できるかと思います。

委員 実際に発熱してPCR検査をして、その結果陰性であった場合は、その子は熱が下がれば学校に登校してくるということですね。

教育長 PCR検査をして、きちんと陰性と認められると登校できます。「陰性」という結果については、検査をしていない方と比べ安全ということになります。

委員 出席停止の扱いですが、PCR検査の結果、陰性であった場合はどういう扱いとなるのですか。

教育長 PCR検査をしている間は濃厚接触者ということで「出席停止」となります。検査の結果、陰性であっても「出席停止」となります。
一応この資料のとおり定めていますが、実際発生した場合は、その状況に応じて県健康福祉事務所や市健康課とも連絡を取りながら対応していきたいと思います。その際は、臨時の教育委員会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。
それでは、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で、第15回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後15時30分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	菅野 夏子
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二

教育部参事（兼）学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事（兼）人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
社会教育課長	神尾 俊輝
歴史文化財課長	義則 敏彦
体育振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	喜多村 玲
すこやか給食課主幹	瀬良 達也